

議案第1号

「関市公共交通活性化協議会」規約の一部改正について

関市公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

第7条第1項中会長が議長となる」をその議長は、委員のうちから会長が指名する」に改める。

規約第7条 新旧対照表

改正案	現行
(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、 <u>その議長は、委員のうちから会長が指名する。</u> 2 会議の議事は過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、 <u>会長が議長となる。</u> 2 会議の議事は過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。